

京都市訓令甲第11号

事業所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和元年12月27日

京都市長 門川大作

別表第2事業所の庶務を担当する課長（市税事務所市民税室市民税第一課長及び法人税務課長，固定資産税室固定資産税第一課長並びに納税室納税推進課長を含む。）及び歴史資料館次長の項中「含む。」の右に「，市税事務所軽自動車税事務所長」を加える。

別表第2課長（衛生環境研究所の課長を除く。），室の庶務を担当する課長（市税事務所市民税室法人税務課長を含む。），動物園生き物・学び・研究センター長及び部長の項中「含む。」の右に「，市税事務所軽自動車税事務所長」を加える。

別表第2市税事務所納税室納税推進課長の項第3号中「軽自動車税及び」を削り，同項第4号を削る。

別表第2市税事務所納税室北税務課長，上京税務課長，左京税務課長，中京税務課長，東山税務課長，山科税務課長，下京税務課長，南税務課長，右京税務課長，西京税務課長，洛西税務課長，伏見税務課長，深草税務課長及び醍醐税務課長の項の次に次の1項を加える。

市税事務所軽自動車税事務所長	(1) 軽自動車税に係る徴収金の賦課に関すること。 (2) 鑑札の交付に関すること。
----------------	-----------------------------------------------

附 則

この訓令は，令和2年1月6日から施行する。

(行財政局人事部人事課)